

## 第24回 医療裁判の流れ

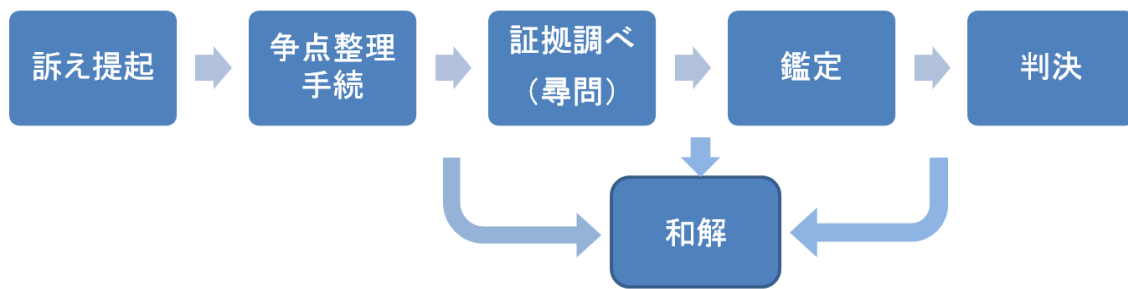
北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎  
黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q. 医療法人の理事長をしています。私の病院で手術中に患者が死亡し、遺族から損害賠償請求書が来ました。当院では、損保会社に医師賠償責任保険事故報告書を提出して審査を仰いだところ、避けられない合併症とのことで「無責」と判定されました。そこで、当院から「損害賠償請求には応じられない」と回答したところ、最近、遺族から医療法人宛に損害賠償請求の裁判を起すという通知が来ました。私は、医療事故の裁判は、初めてですので、今後どうなるのか不安です。

- 1 医療裁判の流れと判決までの所要期間を教えてください。
- 2 裁判になると、マスコミに報道されて、病院の名誉が傷つくことを心配していますが、これを防ぐ方法はありますか。
- 3 理事長の私は、裁判の都度、出頭しなければなりませんか。
- 4 手術を担当した執刀医は、裁判になることを大変気にしています。裁判では、執刀医が、必ず、法廷で証言しなければならないのでしょうか。

- A.
- 1 医療裁判の流れは、次頁の図をご参照ください。訴訟提起から、第1審判決または和解までの所要期間は、平成25年の統計では23.3カ月です（参考資料1）。
  - 2 マスコミには憲法上保障された報道の自由があり、報道を阻止する手段はありません。しかし、今日では、医療過誤訴訟など珍しくなくなったので、日頃から医療側に厳しいマスコミでも、病院が提訴されただけでは、報道しないのが普通です。なお、示談や和解をする場合には、医療側弁護士の方で、マスコミ等に情報提供しないという「秘密条項」を盛り込む工夫をしますので、報道はされません。
  - 3 裁判所には、弁護士が出頭しますから、理事長が出頭する必要はありません。
  - 4 執刀医の証言が必ず行われるとは限りません。ただし、原告（遺族）が手術中の手技に問題があると主張し、被告（病院）が否定している場合には、どちらの言い分が正しいか確かめるために、手術を行った医師の尋問（法廷での証言）が求められることが一般的です。しかし、「備えあれば憂いなし」のことわざ通り、十分な準備をして臨めば、尋問を恐れる必要はありません。また、意見書や文献を通して、裁判官の考えがある程度固まった場合には、尋問を行わずに、和解に進む場合もあります。また、手術ビデオが存在していて手技の内容が明らかである場合には、執刀医の証言までは不要と判断されることもあります。

## 図：民事裁判の流れ



※ 争点整理手続：双方に争いのない事実と、裁判所がどちらの言い分が正しいか判定しなければいけない事実を区別するため、数ヵ月程度、準備書面のやりとりを行う手続

## 質 疑 応 答

**医 師**：患者や家族に訴えられるなど、当院では初めてのことで不安でたまりません。

**弁護士**：最高裁の統計によると、平成25年に新たに訴えられた医療裁判は、809件です（参考資料1）。病院や一般診療所の数は、同年の統計で10万9068件ですから（参考資料2）、単純に計算しても1000施設に7件程度の割合にしかならず、ほとんどの病院やクリニックでは、裁判は初めての経験といえるでしょう。これに対し、医療裁判の経験豊かな弁護士は、裁判を円滑に進めるためのノウハウを確立していますから、安心してください。

**医 師**：訴訟になったことだけでも、理事長である私や執刀医は多大な心労を感じています。これに加えて、法廷で証言をしなければいけないかと思うと憂うつになります。

**弁護士**：かつては原告側代理人が医学的に不利な状況を強引に打破しようとして声を荒げたり、あえて失礼な質問をして医師の証人を怒らせることで自己に有利な状況を作ろうとしたこともありましたが、しかし、裁判所に医療集中部ができて、審理が迅速かつ合理的になりましたので、今では、そのような高圧的な尋問は、裁判所が許しません。

**医 師**：何とか尋問を受けないですむ方法はありませんか。

**弁護士**：A4で述べたとおり、必ず担当医の尋問が行われるとは限りません。しかし、自己が行った医療に関し、仲間内に対してだけでなく、法廷でも堂々と明快に説明できる能力を身につけることは、医師としても重要なことではないでしょうか。

**医 師**：なるほど。法廷での尋問は、患者への説

明能力を磨くチャンスと考えて、立ち向かうべきなのかもしれませんね。

**弁護士**：そうです。法廷では、常に真実の証言が求められますので、真実を語ることが、最も重要です。しかし、素人がいきなり法廷で真実を理路整然と語れるかと言えば、それは、容易ではありません。

**医 師**：では、どういう準備が必要ですか。

**弁護士**：尋問が行われることになった場合には、証言の概要を陳述書として提出し、そのうえで、担当弁護士と一緒に想定問答の練習をします。きちんと練習さえすれば、医師に限らず、若い看護師さんが法廷に出ても、堂々と真実を証言できるようになるものです。

**医 師**：それを伺って、安心しました。

### 参考資料

- 1 最高裁判所公表資料「医事関係訴訟に関する統計」  
[http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms\\_if/201405izitoukei1.pdf](http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_if/201405izitoukei1.pdf)
- 2 厚生労働省統計「医療施設（動態）調査・病院報告の概況」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/13/dl/1-1.pdf>

### 今月のメッセージ

- ① 民事裁判は、恐るるに足らず。十分な準備をして臨めば、勝機は開ける。
- ② 尋問は、医師の説明や発表の技術を磨くチャンスと考えるべし。